

広島県選挙管理委員会告示第七十四号

平成二十五年十一月十日執行予定の広島県議会議員の広島市安佐北区選挙区及び三原市世羅郡選挙区補欠選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二條第二項の規定による選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日（以下「基準日」という。）及び登録の日並びに同法第二十三條の規定による縦覧期間を、次のとおり定める。

平成二十五年十月二十四日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

- 一 基準日 平成二十五年十月三十一日。ただし、年齢については、選挙期日より算定する。
- 二 登録の日 平成二十五年十月三十一日
- 三 縦覧期間 平成二十五年十一月一日